

# 諸塚村農業委員会 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月30日 策定

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会の事務の重点化として「農地等の利用の最適化の推進」が重要事務であると明確にされた。

諸塚村は宮崎県の北西部に位置しており、総面積は18,756haであるが、総面積の95%が森林で、耕地面積は僅か1%（189ha）である。

本村の農地は、面積が狭小で急峻なうえ山腹や谷間に点在しており、このような地理的条件のため基盤整備も進まず、また兼業化や高齢化により今後遊休農地や耕作放棄地が増えていくと予想される。

このため、人・農地プラン等により各地域の担い手が今後誰になるのかを明確にするとともに、担い手組織の育成に努めていく必要がある。

具体的には、「農事組合法人えしろ」や「(一社) ウッドピア諸塚」等の担い手組織、認定農業者等を育成することにより、本村の農地等の利用の最適化を推進していくことを重点に取り組むものとする。

また、次に掲げる事項を具現目標とし、目標数値を定めたうえで達成に向けた取り組みを行うものとする。

1. 担い手への農地利用集積に関する取り組み
2. 新規参入の促進に関する取り組み
3. 遊休農地の解消に関する取り組み

上記の計画目標期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、目標数値は「第2 具体的な目標と推進方法」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

1. 担い手への農地利用集積に関する取り組み

### (1) 担い手への農地利用集積目標値・・・47.3ha（25%）

※ 目標値には担い手組織による農作業の受託面積も含む

年次	管内農地面積	集積面積	集積率
現状 (平成30年3月)	189ha	2.3ha	1.22%
3年後目標 (平成33年3月)	189ha	47.3ha	25.00%

\*現状の数値は次のとおり

- ・管内農地面積は平成29年耕地及び作付面積統計値（農林水産省）を使用
- ・集積面積は担い手及び農地利用の実態に関する調査値を使用

## ●目標数値の設定

諸塚村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成29年3月策定）の中で、認定農業者等に対する農用地の集積に関する目標値を、平成35年度までに50%と定めている。このため、本指針では平成35年度までに集積率50%を達成するべく、3年後の平成32年度における集積目標値を、25%に設定した。

### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み

- ① 本村の自治公民館組織及び中山間地域等直接支払協定と協力し、地域毎に今後の農地の受け手が誰になるのかを把握するとともに、受け手が見込めない農地については農地中間管理事業等を活用し、農地の有効利用を図っていく。
- ② 農事組合法人えしろや（一社）ウッドピア諸塚、また認定農業者等の担い手組織を育成し、後継者等の受け手が見込めない農地で、比較的地理的条件の良い農地は基盤整備を推進し、担い手組織に利用権の設定等を行い農地の集積を図っていく。
- ③ 担い手組織が農業機械等を整備するための負担を軽減するため、中山間地域等直接支払制度等を活用し、機械の共同購入や共同利用を図っていく。

## 2. 新規参入の促進に関する取り組み

### (1) 新規参入経営体目標値・・・1経営体（0.5ha）

※ 目標値には法人雇用者・親元就農者は含まない

年次	新規参入経営体 (新規参入者取得面積)
現状 (平成30年3月)	0経営体 (0.0ha)
3年後目標 (平成33年3月)	1経営体 (0.5ha)

## ●目標数値の設定

本村は農林業の複合経営が主体であり、農地も狭小で急峻であることから、農業のみの参入では経営が厳しいと見込まれる。

このため、本村の基幹産業である椎茸、茶、木材、畜産（和牛繁殖）の複合的な経営を推進し新規参入を図りたいが、地理的要件や交通の利便性、居住環境等も考慮し、本指針では3年後の平成32年度における新規参入目標値を、1経営体に設定した。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み

- ① 地域毎に貸借が可能な農地を把握し、本村中心部からの距離や気候、標高、交通、住居等の情報をリスト化する。
- ② 本村では大規模な法人等の参入は見込めないため、村観光協会等と協力し移住希望者にターゲットを絞り、住居情報と併せて農地

情報等の提供を行っていく。

### 3. 遊休農地の解消に関する取り組み

#### (1) 遊休農地の解消目標値・・・0.3ha (0.16%)

年次	管内農地面積	遊休農地面積	割合
現状 (平成30年3月)	189ha	0.5ha	0.26%
3年後目標 (平成33年3月)	189ha	0.3ha	0.16%

\*現状の数値は次のとおり

- ・管内農地面積は平成29年耕地及び作付面積統計値（農林水産省）を使用
- ・遊休農地面積は平成29年利用状況調査の1号遊休農地面積値を使用

#### ●目標数値の設定

平成28年度に非農地判断を行ったことにより、遊休農地面積の割合は減少したが、更なる遊休農地ゼロの目標達成に向け、本指針では3年後の平成32年度における遊休農地の割合目標値を、現状の約半分である0.16%に設定した。

#### (2) 遊休農地の解消に向けた具体的な取り組み

- ① 農地利用状況調査や意向調査の結果を踏まえ、所有者の今後の意向を確認するとともに、必要な説明や助言等を行っていく。
- ② 農地中間管理機構や担い手組織等への貸付けを推進する。
- ③ 山林内や利便性の悪い遊休農地については、現況に応じて所有者とともに非農地化を検討し、残すべき農地を明確にする。

### 第3 その他

本指針は、農地等の利用の最適化の推進状況により、必要に応じ目標数値等の見直しを行うものとする。